

## 「核兵器禁止条約」

2017年07月11日

核兵器禁止条約は、核兵器の開発や保有、使用などを違法として禁止することを目指した初めての国際条約である。ニューヨークの国連本部で、120を超える国や地域が参加して制定に向けた交渉を行っていた。

7月7日に行われた採決では、122の国と地域の圧倒的多数の賛成で条約は採択された。軍備を放棄した国造りをしているコスタリカのホワイト軍縮大使が、交渉会議の議長を務め、採決の前に「条約は核兵器を禁止する規範になる」と述べ、意義を強調したという。採択された瞬間、議場は大きな拍手と歓声が上がリ、市民社会の代表として参加した広島  
の被爆者も立ち上げり、拍手を送った。核保有国の米国、英国、フランス、中国、ロシアなどは、不参加であった。

条文は19条項と二つの追加議定書からなる、膨大な条約である。前文で、条約は「核兵器は破滅的な人道上の結末を招くとして完全に除去されることが必要で、それが再び使用されないことを保証する唯一の方法である」と謳い、核兵器の使用は国際人道法に違反し、人道の原則と公共の良心に反するとして、非人道的で違法なものであると明示している。また、「被爆者（ヒバクシャ）にもたらされた受け入れがたい苦しみと被害に留意する」、「核兵器の廃絶に向けた被爆者の努力を認識する」とも明記されている。

第1条には、加盟国に、核兵器の開発や保有、実験、使用のみならず、核兵器を使用すると威嚇する行為も禁止するとしている。「威嚇」を巡っては、核抑止力も禁止することから、核保有国だけでなく、核の傘に守られた安全保障政策を取る国々にも影響を及ぼすため、多くの議論があったが、最終的には盛り込まれることになった。核抑止力の「威嚇」も認めないと明言している。第4条では、「核兵器の全面的除去に向けた措置」の項で、核保有国の参加を促すため、核兵器を放棄してから参加する方法や、保有している段階で条約に加入し、その後、期限を設けて核兵器を廃棄することも認めている。更に、条約に参加していない国もオブザーバーとして参加できるとしている。門戸は限りなく広げているということである。第6条では、「被害者支援と環境回復」の項で、加盟国に対し核兵器の使用や実験によって影響を受けた個人に、医療やリハビリ、心理面の支援を提供すると謳っている。第18条で、「その他の協定との関係」の項で、「既存の国際条約との関係で加盟国が負う義務に影響を及ぼさない」としている。

核兵器禁止条約は、核兵器が違法な非人道的兵器であることを認識し、廃絶のために、あらゆる広範な手立てを尽くそうと、英知を結集して作った条約である。世界は今、北朝鮮の核実験によって、緊張を高めているが、核兵器を禁止する国際社会の規範を造ったことは、歴史的な意味を持つ。大国の横暴と傲慢は、今始まったことではなく、歴史の常である。小さく、弱い国々が集まって、新しい時代を形成するという条約締結は希望を与えてくれる。歴史は底辺、周辺から突き動かされ、正されていくのではないか。

「東京新聞」には、非核を訴えてきたニュージーランド元首相のジェフリー・パーマー氏がインタビューで語った、「私たちは九条の規定をよく知っていた。（九条は）日本に耐えがたい苦しみを与えた核兵器を、日本が受け入れないことを示したものと理解している」という言葉を掲載していた。ヒバクシャの重く、長い苦しみと廃絶への強い訴え、そして、平和を希求した憲法九条が核兵器禁止条約を生み出す大きな力になったことは確かである。それなのに、日本政府が参加しないことに耐えがたい怒りを覚える。